

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 保育士給料表に5級を新設し、同表の適用を受ける職員の給料月額等を改定することにした。
- 2 特殊勤務手当の支給範囲等を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、令和8年4月1日から施行することにした。ただし、一部の規定は、令和9年1月1日から施行することにした。

(総務局人事部給与課)